

東亜ディーケーケー(株)
 SDS 番号: 1017-11
 製品名: 塩分分析計用研磨液 SAT-1Z1

作成日 2000年11月22日
 改訂日 2025年11月7日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品の名称 : 塩分分析計用研磨液 SAT-1Z1
 品目コード : 143A376
 供給者の会社名称 : 東亜ディーケーケー株式会社
 住 所 : 東京都新宿区高田馬場 1-29-10
 担 当 部 門 : 開発企画部
 電 話 番 号 : 04-2957-6154
 F A X 番 号 : 04-2957-6283
 推奨用途 : 東亜ディーケーケー製品への使用に限る
 使用上の制限 : 推奨用途以外への使用は禁止する

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 引火性液体 区分4
 健康有害性 皮膚腐食性/皮膚刺激性 区分2
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2
 発がん性 区分2
 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(肺)

(上記に記載がない危険有害性の項目は、「区分に該当しない」又は「分類できない」を示す。)

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

危険
 可燃性液体
 皮膚刺激
 眼刺激
 発がん性のおそれの疑い
 長期にわたる、又は反復ばく露による肺の障害

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。
 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。
 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 取扱い後はよく眼を洗うこと。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 環境への放出を避けること。
 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
 保護手袋を着用すること。

応急措置

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。

東亜ディーケーケー(株)

SDS 番号:1017-11

製品名:塩分分析計用研磨液 SAT-1Z1

保管	吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
	眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
	ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
	気分が悪い時は、医師に連絡すること。
	気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
	特別な処置が必要である。
	皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
	眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。
	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
	火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。
廃棄	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
	換気の良い冷所で保管すること。
	施錠して保管すること。
	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：混合物

化学名	含有量	化学式	官報公示整理番号 (化審法、安衛法)	CAS 番号
研磨剤 (酸化アルミニウム)	20%	Al ₂ O ₃	1-23	1344-28-1
鉱物油(灯油)	10%	—	9-1702	8008-20-6
キシレン(灯油に含有)	0.15%	C ₈ H ₁₀	3-3	1330-20-7
脂肪酸	8%	—	—	67701-08-0
アンモニア水(25%)	2%	NH ₃	1-314	1336-21-6
エチレングリコール	0.9%	C ₂ H ₆ O	2-230	107-21-1
水	残り	H ₂ O	—	7732-18-5

4. 応急措置

吸入した場合	: 直ちに空気の新鮮な場所に移す。気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	: 石けんで十分に洗浄後、水洗いする。
眼に入った場合	: 研磨剤が入っているため、眼をこすらずに、大量の清水で15分以上洗眼する。まぶたの裏まで完全に洗うこと。医師の処置を受ける。
飲み込んだ場合	: 吐かせずに、多量の水で口中をよく洗う。医師の処置を受ける。
医師に対する特別な注意事項	: 誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こすことがある。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	: 粉末、泡沫、二酸化炭素、乾燥砂など
使ってはならない消火剤	: 情報なし
特有の消火方法	: 危険でなければ火災区域から製品を移動する。消火作業は可能な限り風上から行う。

東亜ディーケーケー(株)

SDS 番号: 1017-11

製品名: 塩分分析計用研磨液 SAT-1Z1

消火を行う者の特別な保護具及び予防措置 : 適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 皮膚などに付いたり、眼に入らないようにできるだけ注意する。火災に備えて、消火剤を準備する。周辺での火気の取扱いを禁止する。

環境に対する注意事項 : 漏出した製品が、河川などに排出しないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 布などでよく拭き取り、漏洩場所を多量の水で洗い流す。

二次災害の防止策 : すべての発火源を取り除く。近くでの喫煙、火気の禁止。排水溝、下水溝への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 長時間連続して作業する場合、ゴム手袋等を着用して研磨剤による皮膚の摩擦を避けるのが望ましい。換気のよい場所で使用する。

安全取扱い注意事項 : 火気を近づけない。

接触回避 : ミスト、蒸気を吸入しないこと。

保管

適切な保管条件 : 熱、花火、裸火の様な着火源から離して保管すること。容器を密栓して冷暗所に保管する。塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレンなどは使用しない。

安全な容器包装材料 : ガラス、ポリプロピレンなど

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策 : 局所排気装置を設置する

管理濃度 : 設定されていない

許容濃度 : 製品に対するデータはない。情報として各成分について記載する。

日本産業衛生学会 (2024 年度) ; 吸入性粉じん 0.5 mg/m³ (研磨剤)
総粉じん 2 mg/m³ (研磨剤)
217 mg/m³ (キシレン)

ACGIH (2024 年版) ; TWA 200 mg/m³ (鉍物油)

TWA 20ppm (キシレン)

TWA 25ppm STEL 10 mg/m³ (エチレングリコール)

保護具 :

呼吸用保護具 : 必要に応じて着用する。

手の保護具 : ゴム手袋等を着用する。

眼、顔面の保護具 : 必要に応じて着用する。

皮膚及び身体の保護具 : 必要に応じて着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 液体

色 : 乳白色

臭い : 特異臭

融点/凝固点 : 約 0°C

沸点又は初蒸留点及び

沸騰範囲

可燃性 : データなし

東亜ディーケーケー(株)

SDS 番号:1017-11

製品名:塩分分析計用研磨液 SAT-1Z1

爆発下限及び爆発上限 界/可燃限界	: データなし
引火点	: 約 80℃
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: 9~11 (20℃)
動粘性率	: データなし
溶解度 水	: 分散する
有機溶媒	: データなし
n-オクタノール/水分 配係数(log 値)	: データなし
蒸気圧	: データなし
密度又は相対密度	: (比重:水=1) 1.1 (20℃)
相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 通常使用においては安定である。
危険有害反応可能性	: 加熱により気化した灯油成分と微量のアンモニアガスを生成
避けるべき条件	: 日光、熱、凍結など
混触危険物質	: 情報なし
危険有害な分解生成物	: 加熱により鉍物油が気化する。また、アンモニアガスを生成する。

11. 有害性情報

急性毒性 (経口)	
製品についての情報	: データ不足により分類できない
成分についての情報	: 研磨剤(酸化アルミニウム)、鉍物油(灯油)、キシレン、エチレングリ コール: 区分に該当しない アンモニア水: 区分4
(吸入: ミスト)	
製品についての情報	: データ不足により分類できない
成分についての情報	: キシレン: 区分4 エチレングリコール: 区分4
皮膚腐食性/皮膚刺激性	:
製品についての情報	: 混合物の皮膚腐食性及び皮膚刺激性成分濃度により区分2とした。
成分についての情報	: 鉍物油(灯油): 区分2 キシレン: 区分2 アンモニア水: 区分1 エチレングリコール: 区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	
製品についての情報	: 混合物の眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性成分濃度により区分2と した。
成分についての情報	: 鉍物油(灯油): 区分に該当しない キシレン: 区分2 アンモニア水: 区分1 エチレングリコール: 区分2B
呼吸器感作性又は皮膚 感作性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし

東亜ディーケーケー(株)

SDS 番号:1017-11

製品名:塩分分析計用研磨液 SAT-1Z1

発がん性

製品についての情報 : 混合物の発がん性成分濃度により区分2とした。
 成分についての情報 : 研磨剤(酸化アルミニウム) : 区分に該当しない
 鉱物油(灯油) : 区分2

生殖毒性

製品についての情報 : データ不足により分類できない
 成分についての情報 : キシレン : 区分1B

特定標的臓器毒性

(単回ばく露)

製品についての情報 : データ不足により分類できない
 成分についての情報 : 研磨剤(酸化アルミニウム) : 区分3(気道刺激性)
 鉱物油(灯油) : 区分3(気道刺激性、麻酔作用)
 キシレン : 区分1(中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓) 区分3(麻酔作用)
 アンモニア水 : 区分1(中枢神経系、呼吸器)
 エチレングリコール : 区分1(中枢神経系、血液系、腎臓)
 区分3(気道刺激性、麻酔作用)

特定標的臓器毒性

(反復ばく露)

製品についての情報 : 混合物の特定標的臓器毒性(反復ばく露)成分濃度により区分1(肺)とした。
 成分についての情報 : 研磨剤 : 区分1(肺)
 キシレン : 区分1(神経系、呼吸器)

誤えん有害性

製品についての情報 : 分類できない
 成分についての情報 : 鉱物油(灯油) : 区分1

1 2. 環境影響情報

生態毒性 : データなし
 残留性・分解性 : データなし
 生態蓄積性 : データなし
 土壤中の移動性 : データなし
 オゾン層への有害性 : データなし

1 3. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

残余廃棄物 : 都道府県知事の許可を得た廃棄物処理業者に委託処理する。

汚染容器・包装 : 内容物を除去し、地方自治体の指示に従って廃棄する。

内容物や容器を廃棄する場合には、必要に応じて都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

1 4. 輸送上の注意**国内規制**

陸上規制情報 : 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合には、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。必要に応じて荷送り人は運送業者に運搬注意書などを交付すること

海上規制情報 : 船舶安全法に定めるところに従うこと。

航空規制情報 : 航空法の定めるところに従うこと。

国連番号 : 該当しない

国連分類 : 該当しない

容器等級 : 該当しない

緊急時応急措置指針番号 : なし

東亜ディーケーケー(株)

SDS 番号: 1017-11

製品名: 塩分分析計用研磨液 SAT-1Z1

輸送の特定の安全対策及び条約 : 輸送に際しては直射日光を避け、容器の漏れのないことを確かめ、落下、転倒、損傷がないように積み込み、荷くずれの防止を確実にこなう。

国際規制

航空規制情報

UN No. : Not Applicable
 Proper Shipping Name : Not Applicable
 Class : Not Applicable
 Subsidiary Risk : Not Applicable
 Packing Group : Not Applicable

海上規制情報

UN No. : Not Applicable
 Proper Shipping Name : Not Applicable
 Class : Not Applicable
 Subsidiary Risk : Not Applicable
 Packing Group : Not Applicable

15. 適用法令

化学物質管理促進法 (PRTR) : 該当しない

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 灯油、アンモニア
 危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号) 灯油
 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 灯油、キシレン、アンモニア

毒物及び劇物取締法 : 該当しない

水質汚濁防止法 : 有害物質 (法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条) アンモニア
 指定物質 (法第2条第4項、施行令第3条の3) アルミニウム及びその化合物、キシレン

海洋汚染防止法 : 危険物 (施行令別表第1の4) 灯油
 油 (施行規則第2条) 灯油
 有害液体物質 (Y類物質) (施行令別表第1) ポリイソブチレンアミン含有物の脂肪族炭化水素を溶媒とする溶液、キシレン、アンモニア (水溶液)、エチレングリコール

船舶安全法 : 引火性液体類 (危規則第3条危険物告示別表第1) 灯油、キシレン

港則法 : その他の危険物・引火性液体類 (法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表) 灯油

航空法 : 引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1) 灯油

消防法 : 指定可燃物、可燃性液体類

労働基準法 : がん原性化学物質 (法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号) 鉍物油

16. その他の情報

引用文献等

- ① 化学物質総合検索システム、(独)製品評価技術基盤機構
- ② ezCRIC 日本ケミカルデータベース(株)
- ③ JIS Z7252-2019 及び Z7253-2019
- ④ 職場のあんぜんサイト、厚生労働省

記載内容の取扱い

東亜ディーケーケー(株)

SDS 番号:1017-11

製品名:塩分分析計用研磨液 SAT-1Z1

この安全データシートは各種の文献などに基づいて作成していますが、必ずしもすべての情報を網羅しているものではありませんので、取扱いには十分注意してください。

又、含有量、物理／化学的性質、危険有害性などの記載内容は情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。

なお、注意事項は通常の手扱いを対象としたものであり、特殊な取扱いをする場合には、その用途・用法に適した安全対策を実施してください。